

編集 富士川町夜間内務課課長 藤原 静岡県藤原郡富士川町  
 発行人 助役 中川 国兵  
 電話 岩淵 3-120-127  
 印刷所 望月印刷所 電話 岩淵 304

# 富士川町報

10・11月号

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 現在 | 14,444人 | 現在 | 2,857世帯 |
| 現在 | 7,030人  | 現在 | 2,858世帯 |
| 現在 | 7,114人  | 現在 |         |
| 現在 | 7,148人  | 現在 |         |
| 現在 | 7,020人  | 現在 |         |
| 現在 | 7,128人  | 現在 |         |
| 現在 | 38,101人 | 現在 |         |
| 現在 | 38,111人 | 現在 |         |

## 富士川町町章決まる 小山信幸氏図案 文化の日に発表

町の象徴ともいえる町章(紋章)が決まりました。去る九月五日(月)の町民及び町内の事業所に勤務している方々から町の特徴を表現し、産物の多岐多岐を反映した図案を募集しました。応募数は五三九通達し、小学生から七八十の老人まで、種々な図案が集まりました。審査は、一月七日(日)より、三名の審査委員により行われ、更にその結果が一月三十一日、町議会臨時会の承認を経て、及び、遂に町章(紋章)として、一位小山信幸氏の作品が採用されることになりました。

一位 小山信幸氏(23)  
 富士川製紙株式会社  
 久保田産業  
 二位 宇佐美吉司氏(26)  
 中野郷幸町  
 渡辺 頼正氏(16) 福垣甲子男(社務委員表)

## 第二回追加更正 九百九十八万円 九月定例会

九月二十五日に行われた地元負担金は、町議会九月定例会で第二回追加更正予算案九百九十八万円(可決)され、現計総額は一億二千五百九十八万円となった。

追加更正の内容は、町道工事、県道富士宮由比線舗装工事の町負担金、本通町四丁目水路、銀方橋工事費、第一小学校校内放送設備費、役員職員給与、矯正に要する増額、第二中学校の設備、本通町二丁目地区の金工、木下特殊技術教室の設備、本通町二丁目地区の自動車交通信号機設置に要する費用など、制定費などです。

## 衆議院議員総選挙 投票日は11月21日

衆議院は十月二十日解散、翌日行われる。投票日は十一月二十一日(日)である。投票時間は午前八時から午後五時である。投票場所は、小学校、病院、診療所その他適当な場所である。投票方法は、秘密の投票である。投票者は、選挙権のある者である。投票は、一人一票である。投票は、秘密である。投票は、秘密である。投票は、秘密である。



町章(紋章)が決まりました。去る九月五日(月)の町民及び町内の事業所に勤務している方々から町の特徴を表現し、産物の多岐多岐を反映した図案を募集しました。応募数は五三九通達し、小学生から七八十の老人まで、種々な図案が集まりました。審査は、一月七日(日)より、三名の審査委員により行われ、更にその結果が一月三十一日、町議会臨時会の承認を経て、及び、遂に町章(紋章)として、一位小山信幸氏の作品が採用されることになりました。

## 世帯主の認定 保険税の減税と

国民健康保険加世帯の認定として世帯の世帯主を認定する。世帯主とは、世帯に共同して生活する者のうち、世帯の世帯主と認められる者である。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。

世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。

若月議長表彰受与  
 十一月一日、清水銀行本店において優良納税者表彰式が行われ、町長が清水銀行若月議長に表彰状を授けられた。

町民健康保険加世帯の認定として世帯の世帯主を認定する。世帯主とは、世帯に共同して生活する者のうち、世帯の世帯主と認められる者である。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。

町民健康保険加世帯の認定として世帯の世帯主を認定する。世帯主とは、世帯に共同して生活する者のうち、世帯の世帯主と認められる者である。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。



町民健康保険加世帯の認定として世帯の世帯主を認定する。世帯主とは、世帯に共同して生活する者のうち、世帯の世帯主と認められる者である。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。世帯主の認定は、国民健康保険法に基づいて行われる。

